

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等について

1 届出書の提出期限

算定のタイミング	届出書類	提出期限
4月から算定する場合	処遇改善計画書	令和6年4月15日(月)
	加算届 体制状況一覧表	令和6年5月15日(水)
年度途中から算定する場合	処遇改善計画書	算定する月の前々月の末日 新規指定事業所：指定月15日
	加算届 体制状況一覧表	算定する月の前月15日

郵送で提出する場合は締切日の消印有効

届出書類、については、6月以降に算定する新加算に係るものを指します。

様式は、4月提出の体制状況一覧表から修正したものを後日案内します。

4・5月に算定する旧加算に係る加算届は4月15日までに別途提出する必要があります。

2 提出先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市福祉部障がい福祉課施策係 宛

- ・届出書類に必要事項をご記入の上、窓口又は郵送にて提出してください。
- ・指定権者が岡崎市以外の障がい福祉サービス事業所等（障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設・障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設）を運営する法人は、全ての指定権者への申請が必要です。

3 処遇改善計画書

書類一覧	必要書類	
別紙様式2-1 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(統括表)	1	
別紙様式2-2 個票(令和6年4・5月分)		
別紙様式2-3 個票(令和6年6月以降分)		
別紙様式2-4 個票(年度内の区分変更がある場合に記入)		x 2
同一法人内の事業所数(サービス単位)が10以下の場合	別紙様式6-1 総括表	4
	別紙様式6-2 事業所個票	
R6.3時点で旧加算を未算定の事業所が R6.6以降に新加算 又は を算定する場合	別紙様式7-1(加算未算定事業所)	

1 様式2-1、2-2、2-3、2-4については1つのエクセルファイルでシート分けされており、一部の共通項目は基本情報入力シートに入力することで反映されます。サービスごとに算定区分が異なるケースが想定されるため、基本情報入力シートの入力については事業所単位ではなくサービス単位で記載し、各サービスの算定区分を明確にすること。

2 令和6年度中に、新加算の加算区分の変更を行う予定の事業所がある場合に限り提出するため、令和6年4月15日までの届出では不要。

- 3 事業所単位ではなくサービス単位で個票 1～10 を作成し、提出すること。
- 4 各場合に該当する法人は別紙様式 2 の代わりに別紙様式 6 又は 7 で提出することが可能。

4 月額賃金要件について

区分	内容	適用対象
	新加算 の 1/2 以上の基本給等の改善	適用猶予（ R 6 ）
	前年度と比較して、旧ペア加算相当分の 2/3 以上の新規で基本給等の改善	新加算 ～ 算定前に旧ペア加算や旧ペア加算相当の加算率を含む新加算 の区分を未算定だった事業所
	前年度と比較して、旧ペア加算の加算率を乗じて算出した額の 2/3 以上の基本給等の改善	R 6 年 4 月、5 月に旧ペア加算を算定する事業所

5 キャリアパス要件の令和 6 年度経過措置

(1) 要件 I～III について

令和 6 年度中に整備することを誓約することをもって要件を満たすものとみなす。ただし、いずれも令和 6 年度実績報告書において内容を報告する必要があります。

具体的な取組として、下表に示すような福祉・介護職員の賃金体系（要件 ）や昇給の仕組み（要件 ）について、**就業規則等に明記**すること、資質向上の目標とその具体的な計画を策定（要件 ）し、**研修の実施又は研修の機会を確保**することについて、**全ての福祉・介護職員に周知**すること。キャリアパス・賃金規程や研修計画の例として、**別紙様式 7 の参考 2**を御確認ください。

(2) 要件IVについて

経験・技能のある障がい福祉人材のうち 1 人以上が年額 440 万円以上となるように賃金改善を行う必要があります（賃金改善が困難であって、合理的な説明がある場合は除く。）令和 6 年度中は、この年額 440 万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均 8 万円以上となる職員を置くことによる代替措置があります。

6 経験・技能のある障がい福祉人材の考え方について

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に**経験・技能のある障がい福祉人材**に重点的に配分することとされていますが、事業者の判断で福祉・介護職員以外の職種への配分も含めた柔軟な配分を認めることとされています。この**経験・技能のある障がい福祉人材**については、少なくとも以下の要件に該当する者とされていますので、留意してください。

- ・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者
- ・別紙 1 表 5 の例示で示される研修修了者等

7 職場環境等要件の令和6年度経過措置

年度	新加算	新加算	WAM NET 公表 ()
令和6年度	6区分中3区分を選択 それぞれ1以上の取組	全体で1以上の取組	取組項目
令和7年度以降	区分ごと2以上の取組 (生産性向上のみ3以上)	区分ごと1以上の取組	取組項目と具体的内容

旧加算については従前の例による

8 賃金改善に係る留意点

キャリアパス要件や職場環境等要件を満たすために取り組む費用（資格取得のための支援としての受講料、交通費、ICT機器導入費用等）については、賃金改善額に含まれないものであることに留意すること。

9 その他

上記以外の各加算の算定要件等については、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月26日付障発0326第4号・こ支障第86号通知）」を参照してください。